

令和6年(2024年)8月

## 教育子育て委員協議会資料

子ども未来部 まるっとこどもセンター

案 件

### ・ 児童相談所設置に向けた取り組み状況について

#### 1. 政策等の背景・目的及び効果

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化している中、深刻な児童虐待事例が依然として頻発している状況を背景として、平成16年の児童福祉法改正により、中核市についても平成18年4月から児童相談所を設置することができるようになり、金沢市、横須賀市が設置しました。

平成28年の児童福祉法改正では、法の附則において国の中核市等に対する財政支援等が明記されたことから、近畿圏においても明石市をはじめ、奈良市が児童相談所を設置、大阪府内では、令和7年度に豊中市が、令和11年度に東大阪市が設置に向け準備を進めています。

本市においては、一時保護や措置権限により、さらに速やかな安全確保や支援を行い、予防から早期対応、自立支援に至るまでを一貫して市が担うため、昨年9月に「児童相談所について準備を進める」こととし、本年2月には「児童相談所設置に向けたロードマップを作成する」としています。

そのため、児童相談所の基本事項や中核市への調査結果概要とあわせ、ロードマップ作成に向けた検討事項等、現在の取り組み状況を報告するものです。

## 2. 内容

### (1) 児童相談所の基本事項

#### ①基本的機能と業務内容

児童相談所は、子ども本人や家族、周囲の人や関係者等からの相談や通告に応じ、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の行政相談機関です。

基本的機能には、相談・一時保護・措置の3機能があり、業務内容は下表のとおりです。

基本的機能	業務内容
相談機能 (養護相談・障害相談・非行相談・育成相談・保健相談・その他の相談)	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもに関する相談のうち、<u>専門的な知識、技術が必要なもの</u>に応じること</li><li>・子ども、その家庭について、必要な調査、<u>医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行うこと(療育手帳判定等)</u></li><li>・調査又は判定に基づいて心理、健康、発達に関する専門的な知識、技術を必要とする指導を行うこと</li></ul>
一時保護機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>子どもの一時保護を行うこと</u></li></ul>
措置機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>児童養護施設等への入所の措置を行うこと</u></li><li>・<u>里親の選定、里親と子どもとの間の調整を行うこと</u></li><li>・<u>児童福祉司等により、子どもや保護者を指導すること</u></li></ul>

## ②児童相談所設置による本市の効果

基礎自治体である枚方市には「子どもの情報」があり、初期対応の迅速化が可能であり、顔の見える関係で「庁内関係部署」や「地域の関係機関・団体・市民」との情報共有・連携が可能。児童相談所を設置することで、一時保護や措置権限により、速やかな安全確保や支援が可能となることから、虐待の予防から早期発見・早期対応、自立支援に至るまでを一貫して市が担うことができます。

## ③まるっとこどもセンターとの関係

妊産、出産、赤ちゃんから若者、子育てや子どもに関する相談窓口となり、一人ひとりに寄り添いながら切れ目のない支援を行う「まるっとこどもセンター」と、一時保護の措置など強力な行政権限を行使する

「児童相談所」とは役割が異なるため、別組織として緊密な連携の下、両輪で支援を行います。

### まるっとこどもセンターの強み

<寄り添った支援>

- 子どもの情報があり初期対応の迅速化が可能
- 関係部署・機関等との情報共有・連携のしやすさ



### 児童相談所の強み

<介入的役割>

一時保護や措置権限で速やかな安全確保



虐待予防から早期対応、自立支援まで一貫して担える

綿密な連携の下  
両輪で支援

## (2) ロードマップ作成に向けた検討事項

### ①設置場所・必要面積等

基本的な機能や必要面積について整理し、適切な設置場所について検討します。

→先行市の設置場所及び設置場所についての考え方については、別添①のとおり

### ②人材育成、確保

運営には多くの専門的人材が必要となることから、必要人員や育成、採用計画について検討します。

→職員配置基準に基づく本市の最低必要人数と先行市の実配置人数については、別添②のとおり

### ③経費・財源等

①②を踏まえた整備費、運営費、財源等について検討します。

→児童相談所、一時保護施設に対する財政措置については、別添③のとおり

### ④開設時期

設置場所、人員の採用計画、経費等①②③を踏まえ、開設の目標時期や開設に向けたスケジュール感について検討します。

①先行市の児童相談所の位置や設置場所の考え方等について

市名	アクセス・周辺環境等	設置場所選定の考え方等 (各市作成の計画等より)	選定ポイント(本市で作成)						
			利便性	即時対応性	他機関連携	一保合築	多機能	駐車場	周辺環境
奈良市 (既設)	近鉄「西ノ京」駅徒歩22分 奈良交通バス「柏木町南」停徒歩10分	当初、県立病院跡地に整備予定であったが、整備に時間を要するため都市公園である柏木公園内に整備変更 市役所が近く、国道等により交通アクセスが良いことを条件等に選定		○	○	○	○	○	○
豊中市	阪急「豊中」駅徒歩5分 商業施設の2階	駅近で利便性がよく、市役所とも比較的近いので関係機関と連携がとりやすい	○	○	○				
高崎市	JR「高崎問屋町」駅徒歩2分	駅に近く、敷地に余裕があり、利用者に良好な環境を提供できる 市民が利用しやすい場所を選定	○	○	○	○		○	○
尼崎市	阪急「園田」駅徒歩13分 あまがさきひと咲きプラザ敷地内。敷地内に子どもの育ち支援センター、ユース交流センター、教育総合センターなどがある	子ども家庭総合支援拠点「いくしあ」と児童相談所との連携が不可欠であることから、あまがさき・ひと咲きプラザの敷地内に整備		○	○	○	○	○	○
船橋市	JR「南船橋」駅徒歩3分	駅近で利便性がよく、市役所とも比較的近いので関係機関と連携がとりやすい	○	○	○	○		○	○

柏市	つくばエクスプレス線「柏の葉キャンパス」駅徒歩18分 東武バス「庚塚」停徒歩3分	<p>①適した面積を有すること</p> <p>②市所有地</p> <p>③子どもの支援拠点として、青少年センターや地域子育て支援拠点、教育支援センター等児童福祉や青少年健全育成(若者 支援)等の効果的な連携が図れる土壌があること</p> <p>④グラウンド等の活用により、子ども連れの利用者が訪れやすい環境</p> <p>⑤一時保護施設として適切な閑静な環境 主要駅からの路線バス等が一定本数あるほか、国道に近く、比較的アクセスしやすい環境などの事項を総合的に勘案</p>		○	○	○	○	○	○
東大阪市	近鉄「瓢箪山」駅徒歩4分 東部仮庁舎跡3706.46㎡。 第一住居地域、近隣商業地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通告等に即時対応するため、市内のどこでも短時間で移動できる位置</li> <li>・支援を必要とする子ども・家庭のニーズや課題にワンストップで対応できること(関連部署との近接性)</li> <li>・児相と一保が同一敷地内もしくは近接できること</li> <li>・市民が市内のどこからでも訪れやすい位置、交通便利性があること</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	

## 設置場所の考え方（たたき台）

評価項目		評価ポイント
1	利用者の利便性	ベビーカー利用者や障害のある人、自家用車を持たない人も来所しやすいことを前提として <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関が整っていること（便数が多いこと）</li> <li>・主要駅までの距離が短いこと</li> </ul>
2	地理的条件（即時対応可能）	通告、一時保護等に対し迅速な対応ができることを前提として <ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路付近であること</li> <li>・全エリアへ速やかに到着可能であること</li> <li>・必要な職員確保、採用につながるよう通勤がしやすいこと</li> </ul> 災害時における子どもの安全確保を前提として <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所が近くにあること</li> <li>・浸水想定区域に入らないこと</li> </ul>
3	関係機関との連携	児童相談所は、福祉、保健、教育等の行政機能や警察等の関係機関と連携して児童虐待に迅速に対応することを前提として <ul style="list-style-type: none"> <li>・まるっとこどもセンター、市役所、保健所、警察等関係機関が近接していること</li> <li>・救急搬送の対応をしている医療機関等と連携しやすいこと</li> </ul>
4	建設実現性	一時保護施設との合築 <p>児童福祉司（児相職員）が保護されている子どもと頻繁に面接を行い支援を行うことを前提に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの様子や気持ちを把握するとともに、一保の後の方向性を適切に判断できること</li> <li>・同一施設内で心理診断等を行うことで場所の移動等に伴う子どもの負担を軽減できること</li> <li>・業務遂行における効率性（複数の場所の確保が不要、移動時間の節約、移動にかかる交通費や燃料代の節約）が確保できること</li> </ul>
		他の各種機能との合築 <p>子育てにおける不安や児童虐待を早期に予防し、市内に住むすべての子どもたちが健やかに育つ環境を整えることを前提として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する総合窓口として整備を行うこと</li> <li>・親子が気軽に遊びに訪れることができるスペースを併設すること</li> </ul>
		駐車場スペース <p>利用者や他機関に応じた適切な駐車スペースを確保すること</p>
5	子どもの環境（一時保護施設）	子どもが落ち着いて過ごすことができる環境であることを前提として <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを温かく見守ってもらえる環境であること</li> <li>・子どものプライバシーを確保できること（入退所の際に外部から見られないようにする、他機能と入口を分ける等）</li> <li>・施設内・外に限らないが、運動ができる環境であること</li> <li>・通学支援がしやすい立地であること</li> <li>・施設内が見下ろされないこと（高層住宅が近接していないこと）</li> </ul>

②児童相談所職員配置基準(本市の現状にあてはめた場合の人数)

参考：実配置人数（調査で把握）

基準に基づく最低必要人数

職種	項目	配置基準	本市	A市	B市	C市
	児相管轄区域人口	令和6年4月1日(又は3月31日)現在	393,047人	385,486人	442,895人	348,285人
児童福祉司	ア. 基準配置	児童相談所の管轄区域人口30,000人に1人以上配置	14人	32人	21人	12人
	イ. 加算配置	人口1人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均値より多い場合適用	14人			
	里親養育支援担当	里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進を行う者1名の配置	1人			
	スーパーバイザー(SVの配置)	児童福祉司5人につき1人配置(6人を1チームとして1人配置) ※(ア+イ+里親養育支援担当)/6人	うち5人			
	計		29人			
児童心理司	基準配置	児童福祉司2人につき1人以上配置	14人	13人	12人	10人
	SVの配置	心理判定・療法、カウンセリングに10年程度の経験を有する者を配置	うち1人			
	計		14人			
所長			1人	1人	1人	
保健師	1人 ※令和4年度(2022年度)施行		1人	2人	1人	9人
医師	1人 ※令和4年度(2022年度)施行		1人			
弁護士	常時緊密に相談できる体制との法令規定であり常勤等配置に努めるもの		1人	3人	1人	1人
合計	※右記のほか重点を置く部門への上乗せ配置や事務員の配置(措置に係る審議会への諮問、委託・請求手続き等)が必要		47人	事務員除く		
				51人	35人	33人

※会計年度含む ※会計年度含む ※別途会計年度45人  
再任用2人



### ③現行の児童相談所・一時保護施設に対する財政措置

	整備費	運営費	補助（非常勤）職員経費
児童相談所	<p>○一般財源（H18～）            ※平成30年度から、一般財源化前の国庫補助金相当額(総事業費の1/2)が地方債の対象となり、その元利償還金について、地方交付税措置が講じられており、残余の1/2についても地方債充当率及びその元利償還金にかかる地方交付税措置を拡充(実質的な国負担は72.5%)</p>	<p>○一般財源（S60～）            ※運営費の一部について地方交付税措置が講じられる。</p>	<p>○国庫補助金(児童虐待・DV対策等支援事業費補助金)            ◆補助単価(H29)※1か所当り            ・保護者指導を行う者：3,528千円            ・非常勤弁護士：7,822千円            ・安全確認を行う者：12,813千円            ・研修コーディネーター：4,475千円            ・設置準備に係る職員：2,172千円            ◆補助率：国1/2、市1/2</p>
一時保護施設	<p>○国庫補助金(次世代育成支援対策施設整備交付金)            ※令和2年度補助単価            基本分：定員1人当り約1,271万円(国1/2、設置者1/2)            加算分：定員1人当り279万円(国1/2、設置者1/2)※個室化、ユニット型化等に係る加算            ○一般財源            ※整備にかかる自治体負担分(1/2)における地方債充当率及びその元利償還金について地方交付税措置が講じられる</p>	<p>○国庫負担金(児童入所施設措置費等国庫負担金)            ◆補助単価(H28)            1か所あたり4,618万円            (東京都特別区定員30人の場合) ※定員数により単価が異なる            ◆負担率：国1/2、市1/2</p>	<p>○国庫補助金(児童虐待・DV対策等支援事業費補助金)            ◆補助単価(H29)            ・学習指導協力員            ・障害等援助協力員            ・トラブル対応協力員            ・専門的ケア対応協力員            ・一時保護委託付添協力員            ※児童相談所1か所当り            1,635千円×実施協力員数            ◆補助率：国1/2、市1/2</p>

### (3) その他検討を要する課題

#### ①一時保護施設

原則設置する必要があり、先行市はすべて設置しており、定員や設置場所について検討します。

#### ②児童養護施設の誘致

北河内地域において現在設置されていないことから、一時保護後においても、枚方市で安定した生活を整えられるよう誘致について検討します。

#### ③付帯機能

親しみやすく気軽に訪れられるよう、遊び場等の付帯機能併設の可能性について検討します。

### (4) 中核市全市に対する児童相談所にかかる設置状況調査の実施

令和6年4月に中核市61市に対し、児童相談所にかかる設置状況調査を行いました。

①調査期間 令和6年4月22日から5月2日

②調査結果：設置済が4市、設置に向け準備中が8市、設置予定が2市(本市を除く)  
検討中が24市、設置しないが21市

<参考>中核市における児童相談所設置状況(予定を含む)

平成18年4月：金沢市、横須賀市、平成31年4月：明石市、令和4年4月：奈良市  
[以降予定]

令和7年4月：豊中市、令和7年度中：高崎市、令和8年4月：尼崎市、船橋市、

令和8年度中：柏市、令和10年度：鹿児島市、令和11年度：東大阪市、宮崎市

設置時期未定：宇都宮市、西宮市、枚方市

## (5) 検討体制

現在、庁内の関係部長会議・課長会議において、児童相談所の基本機能や設置の意義等を確認し、中核市への調査結果等も踏まえ、必要な職員数、財源、児童相談所設置場所選定に係る考え方等の検討を進めています。

今後、庁内委員会である児童相談所設置検討委員会を立ち上げ、ロードマップ作成に向け、必要な検討を行います。

## 3. 実施時期等（予定）

令和6年4月	児童相談所にかかる設置状況調査の実施
〃	5月～ 庁内会議・委員会を適宜開催
〃	8月 教育子育て委員協議会で進捗について報告
令和7年2月	教育子育て委員協議会でロードマップ（案）について報告
〃	3月 ロードマップ作成

## 4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画	基本目標	健やかに生きがいをもって暮らせるまち
	施策目標11	すべての人がお互いの人権を尊重しあうまち
	基本目標	一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
	施策目標15	子どもたちが健やかに育つことができるまち



## 5. 関係法令・条例等

こども基本法、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律  
子どもを守る条例